

熊本県公報

第 1 0 8 5 6 号
平成 14 年 7 月 3 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則	
熊本県立大学大学院学則の一部を改正する規則	(私学文書課) 1
告示	
指定居宅サービス事業所の指定	(高齢保健福祉課) 2
〃	(〃) 2
熊本県遊泳用プール等指導要項の一部を改正する要項	(生活衛生課) 2
道路の区域変更	(道路維持課) 9
道路の供用開始	(〃) 9
指定居宅介護支援事業所の指定	(高齢保健福祉課) 9
公 告	
開発行為に関する工事の完了	(建築課) 10
熊本県卸売市場条例に基づく出資金の変更の届出	(農業団体金融課) 10
道路位置の指定	(建築課) 10
大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村意見	(商工政策課) 10
定款変更認可	(農村計画課) 10
〃	(〃) 11
登 載 依 頼	
天草不知火海区漁業調整委員会指示第 8 号の廃止	(天草不知火海区漁業調整委員会) 11
天草不知火海区漁業調整委員会指示第 12 号及び第 14 号の廃止	(〃) 11
感染症発生動向調査企画委員会の会議の開催	(感染症発生動向調査企画委員会) 11
阿蘇町長選挙における当選の効力に関する審査申立てに対する裁決	(選挙管理委員会) 11
自然環境保全審議会の会議の開催	(自然環境保全審議会) 15

本号で公布された規則のあらまし

熊本県立大学大学院学則の一部を改正する規則

- (1) 平成 15 年度入試から本学大学院の入学資格の弾力化を図るため、必要な規定の整備を行うこととした。
- 本学大学院への入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者等として、次の者を加えることとした。(第 11 条関係)
- ア 修士課程又は博士前期課程の入学資格に、「本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達したものを」を加えることとした。
- イ 博士後期課程の入学資格に、「本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24 歳に達したものを」を加えることとした。
- (2) 施行日
公布の日から施行することとした。

規 則

熊本県立大学大学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 14 年 7 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 68 号

熊本県立大学大学院学則の一部を改正する規則

熊本県立大学大学院学則(平成 5 年熊本県規則第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達したもの

第 11 条第 2 項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24 歳に達したもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

熊本県告示第 525 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 7 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【居宅療養管理指導】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
田中歯科医院 山鹿市山鹿 1511 番地	田中 仁	平成 14 年 6 月 24 日

熊本県告示第 526 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 7 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ホームヘルパーステーションくらら 下益城郡松橋町松橋 1930 番地の 4	有限会社 くらおか訪問介護 センター	平成 14 年 6 月 24 日

熊本県告示第 527 号

熊本県遊泳用プール等指導要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 14 年 7 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県遊泳用プール等指導要項の一部を改正する要項

熊本県遊泳用プール等指導要項(平成 4 年熊本県告示第 580 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

遊泳用プールを設置し、又は開設しようとするものは、別表の 1 に規定する水質基準(以下「水質基準」という。)、別表の 2 に規定する施設基準(以下「施設基準」という。)及び別表の 3 に規定する維持管理基準(以下「維持管理基準」という。)を遵守しなければならない。

第 6 条から第 8 条までを削る。

附則第 3 項中「第 6 条第 2 号キ(ア)中「処理能力(夜間、浄化設備を停止する遊泳用プールにあっては、少なくとも 1 時間当たり 4 分の 1 の処理能力)」」を「別表の 2 の(2)の力の(ア)中「4 分の 1」」に改め、「処理能力」を「6 分の 1」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第 3 条関係)

1 水質基準

(1) 水質基準

ア 水素イオン濃度は、ph 値 5.8 以上 8.6 以下であること。

イ 濁度は、2 度以下であること。

ウ 過マンガン酸カリウム消費量は、12mg / L 以下であること。

エ 遊離残留塩素濃度は、0.4mg / L 以上であること。また、1.0mg / L 以下であることが望ましいこと。

オ 塩素消毒に代えて二酸化塩素で消毒を行う場合には、二酸化塩素濃度は 0.1mg / L 以上 0.4mg / L 以下であること。また、亜塩素酸濃度は 1.2mg / L 以下であること。

カ 大腸菌群は、検出されないこと。

- キ 一般細菌は、200CFU / mL 以下であること。
- ク 総トリハロメタンは、暫定目標値としておおむね 0.2mg / L 以下が望ましいこと。
- (2) 水質基準に係る検査方法
- ア 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌及び総トリハロメタンの測定は、水質基準に関する省令(平成4年厚生省令第69号)に定める検査方法若しくは上水試験方法(日本水道協会編)又はこれらと同等以上の精度を有する検査方法によること。
- イ 遊離残留塩素濃度、二酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度の測定は、DPD法又はこれと同等以上の精度を有する検査方法によること。
- ウ 大腸菌群の測定は、水質基準に関する省令に定める検査方法によること。
- (3) その他
- ア オゾン処理又は紫外線処理を塩素消毒に併用する場合にも、(1)のアからエまで及びカからクまでに定める基準を適用するものであること。
- イ 海水又は温泉水を原水として使用する遊泳用プールであって、常時清浄な用水が流入し清浄度を保つことができるものには、(1)のエ及びオに定める基準は適用しなくても差し支えないこと。
- また、原水である海水又は温泉水の性状によっては、(1)のアからオまで、キ及びクに定める基準の一部を適用しなくても差し支えないこと。
- 2 施設基準
- (1) 総則
- プール設備及び付帯設備は、遊泳者等が安全快適かつ衛生的に利用でき、遊泳用プールの利用形態や利用者数に見合ったものであること。とりわけ、特定の時期に利用者が集中する遊泳用プールについては、そのピーク時に見合った設備を備えること。
- また、これらの設備は、運用、点検整備、清掃等が安全かつ容易にできるように設置されていること。
- さらに、貴重な水資源を効率的に利用でき、省エネルギーにも配慮した設備であることが望ましいこと。
- なお、会員制プールなど利用者を限定する性格の遊泳用プール以外の遊泳用プールについては、できる限り幅広い県民の利用に応じられる構造設備を備えること。
- (2) プール設備
- ア 遊泳用プール本体について
- 不浸透性材料を用い、給排水及び清掃が容易にでき、かつ、周囲から汚水が流入しない構造設備とすること。
- また、遊泳用プール本体の規模に応じて、適当数の水深表示を行うこと。
- イ プールサイド及び通路
- プールサイドは、遊泳用プール本体の大きさ、利用者数等を考慮して、十分な広さを有すること。不浸透性材料を用い、かつ、水際の部分は滑り止めの構造とすること。
- 通路は、不浸透性材料を用い、かつ、滑り止めの構造とすること。
- ウ 給水設備
- 給水管が飲料水の配管と同系統の場合は、プール水の逆流防止のため、吐水口空間を設ける等の措置を講ずること。また、常に新規補給水量及び時間当たり循環水量を把握できるよう、専用の量水器等を設けること。
- エ 排水設備
- 排水口及び循環水の取入口には、堅固な格子鉄蓋や金網を設けてネジ、ボルト等で固定させる(蓋の重量のみによる固定は不可)とともに、遊泳者等の吸い込みを防止するための金具等を設置すること。また、蓋等を固定する場合には、触診、打診等により、蓋等の欠損・変形、ボルト等の固定部品の欠落・変形等がないかを確認し、必要に応じて交換する等の措置を講ずること。
- なお、排水設備は排水路を含め、周辺的生活環境に十分配慮した構造とすること。
- オ 消毒設備
- (ア) プール水の消毒は、原則として塩素又は塩素剤等の消毒剤の連続注入によるものとし、かつ、プール水中の遊離残留塩素濃度(二酸化塩素を消毒に用いる場合は二酸化塩素濃度。以下同じ。)が均一になるように、注入口数及び注入位置を調整するとともに、有効な消毒効果が得られるような設備を設けること。
- なお、液体塩素等の消毒剤を安全に保管でき、かつ、これによる危害の発生を防止できる構造設備とすること。
- (イ) 二酸化塩素を消毒に用いる場合は、遊泳用プールの敷地内に設置された装置から発生する二酸化塩素を連続注入する方式のものを使用すること。
- (ウ) オゾン発生装置については、オゾン注入装置がろ過器又は活性炭吸着装置の前にある方式のものを使用すること。
- カ 浄化設備
- 循環ろ過方式等の浄化設備を設けるとともに、利用者のピーク時においても浄化の目的が達せられるように、随時、浄化能力を確認すること。
- なお、取水口等はできるだけプール水の水質が均一になるような位置に設けること。
- (ア) 循環ろ過装置の処理水量は、計画遊泳者数、用途等に応じて決定し、1時間

につき遊泳用プール本体の水の容量に循環水量を加えた全容量の 6 分の 1 以上を処理する能力を有すること。また、夜間、浄化設備を停止する遊泳用プールにあっては、1 時間につき 4 分の 1 以上を処理する能力を有すること。

(イ) 循環ろ過装置の処理水質は、その出口における濁度が、0.5 度以下であること(0.1 度以下が望ましいこと。)。また、循環ろ過装置の出口に検査のための採水栓又は測定装置を設けること。

キ オーバーフロー水再利用設備

オーバーフロー水を再利用する場合は、オーバーフロー水に排水、床洗浄水等の汚水が混入しない構造とすること。

唾液やたんを処理するためのオーバーフロー溝を設けている場合であって、オーバーフロー水を再利用するときは、当該オーバーフロー水の循環系統内に十分な能力を有する専用の浄化設備を設けること。

ク プールサイド等の区画区分

複数の遊泳用プールが設置されているなどにより、多様な年齢層による利用や多様な利用形態が見込まれる場合は、事故防止のため、プールサイド等を利用形態等にに応じて区画区分できる構造であること。

ケ 適用除外

海水又は温泉水を原水として利用する遊泳用プールであって、常時清浄な用水が流入し清浄度を保つことができる構造であるものには、才及びかに掲げる基準の一部を適用しなくても差し支えないこと。

(3) 付帯設備

ア 更衣室

男女を区別し、双方及び外部から見透かせない構造とするほか、利用者の衣類等を安全かつ衛生的に保管できる設備を設けること。

イ シャワー設備

更衣室及び便所から遊泳用プール本体に至る途中に設置し、通過式洗浄設備とする等により遊泳用プールの利用者が遊泳前に洗浄でき、かつ、容易に排水ができる構造設備とすること。

また、洗浄に使用したシャワー水は、原則として、プール水として再利用する構造としないこと。

ウ 便所

男女別に利用者数に応じた十分な数を設置すること。床には不浸透性材料を用い、水洗式の構造設備とすること。

また、衛生的管理が容易に行える構造設備とし、専用の手洗いを設けること。

エ うがい設備

並びに洗面設備、洗眼設備及び上がり用シャワープールサイドに、うがいができ、遊泳者が唾液やたんを吐くための設備を設けること。また、洗面・洗眼できる設備及び遊泳者が衛生的に使用できる上がりシャワーを設けること。

これらは、衛生的な管理ができ、かつ、衛生的に使用できる設備とするとともに、遊泳者及び遊泳終了者の利用に便利な位置に必要な数を設置すること。また、飲用に適する水が供給されるものであること。

オ くずかご

適切な場所に十分な数を備えること。

カ 照明設備

屋内の遊泳用プール又は夜間使用する屋外の遊泳用プールにあっては、水面及びプールサイドの照度が 100 ルクス以上になるような照明設備を設けること。ただし、水中照明を設けたり、出入口や水深等の表示が見えるようにする等遊泳用プール内及びプールサイドの安全措置が十分に講じられている場合は、水面又はプールサイドの照度が 100 ルクス未満となっても差し支えないこと。

キ 換気設備

屋内の遊泳用プールにあっては、炭酸ガスの含有率を 0.1% 以下に維持できる能力を有する換気のための設備を設けること。

また、効果的な換気ができるよう、吸気の取入口及び排気口の位置についても適切な配慮をすること。

ク 消毒剤等保管管理設備

遊泳用プールの維持管理に用いる消毒剤や測定機器等必要な資材を適切に保管管理するための設備を設けること。

ケ 監視所等

遊泳者の事故防止及び安全確保のため、遊泳用プールの水域全体が見渡せる監視所又は監視設備を設けること。また、緊急時に直ちに対処できるよう、適切な数の救命具、救急薬品等を備えること。

コ 採暖室及び採暖槽

採暖室及び採暖槽を設ける場合は、衛生的な管理ができ、かつ、衛生的に使用できる構造設備とすること。

サ 遊技等設備

遊技等のための設備を設ける場合は、危険防止上、適切な構造設備のものとする

シ 観覧席

- 観覧席を設ける場合は、その出入口を遊泳用プール利用者のためのものと区別し、かつ、プールサイドとは、さく等で区画すること。
- ス 掲示設備
利用者の注意事項、利用時間、遊泳用プールの見取図等を掲示する設備を、入口その他遊泳者の見やすい場所に設けること。
- 3 維持基準
- (1) 総則
遊泳者等が安全快適かつ衛生的に利用できるよう、プール水を 1 の (1) の水質基準で定める状態に常に維持するとともに、プール設備及び付帯設備を常に清潔に、かつ、使用に適する状態に維持すること。また、維持管理を適切に行うことにより、貴重な水資源を効率的に利用するとともに、省エネルギーについても配慮すること。プール水の水質の維持等遊泳用プールの維持管理上必要な事項について利用者に理解と協力を求めること。
利用者数はプール設備に見合ったものとし、施設内の安全や衛生が損なわれるおそれのある場合には、利用者数の制限等必要な措置をとること。
- (2) 管理責任者及び衛生管理者
遊泳用プールにおける安全で衛生的な維持管理及び運営を確保するため。管理責任者を置くこと。
また、遊泳用プールにおける安全で衛生的な維持管理の実務を行わせるため、衛生管理者を置くこと。衛生管理者は、遊泳用プールにおける安全及び衛生についての知識及び技能を有する者を充てること。
なお、遊泳用プールの規模等の実情に応じ、管理責任者と衛生管理者とを同一の者が兼ねることとしても差し支えないこと。
- (3) プール水の管理
- ア プール水は、常に消毒を行うこと。また、遊離残留塩素濃度が遊泳用プール内では均一になるよう管理すること。
- イ 浮遊物等汚染物質を除去することにより、プール水を 1 の (1) の水質基準に定める水質に保つこと。
また、新規補給水量及び時間当たり循環水量を常に把握すること。
- ウ プール水の温度は、原則として 22 以上とすること。また、プール水の温度が均一になるよう配慮すること。
- エ プール水の水質検査は、遊離残留塩素濃度については少なくとも毎日午前中 1 回以上及び午後 2 回以上の測定(このうち 1 回は、遊技者数のピーク時に測定することが望ましいこと。)を、水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌群及び一般細菌については毎月 1 回以上の測定を、総トリハロメタンについては毎年 1 回以上の測定(通年営業又は夏期営業の遊泳用プールにあつては 6 月から 9 月までの時期、それ以外の時期に営業する遊泳用プールにあつては水温が高めの時期とすること。)を行うこととし、これらの測定は定期的に行うこと。
利用者が多数である場合等汚染負荷量が大い場合には、水質検査の回数を適宜増やすこと。
- オ エの水質検査の結果が、1 の (1) の基準に適合していない場合には、次の措置を講ずること。
- (ア) 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌又は総トリハロメタンが基準値に適合しない場合は、補水、換水、循環ろ過の改善その他の方法により速やかに改善を図ること。
一般細菌及び総トリハロメタンについては、特に塩素剤の濃度の管理にも十分留意すること。
- (イ) 遊離残留塩素濃度が 0.4mg / L を下回った場合は、遊泳を一時中止し、塩素剤を追加するなどにより遊離残留塩素濃度を 0.4mg / L 以上としてから遊泳を再開すること。
- (ウ) 大腸菌群が検出された場合は、速やかに遊離残留塩素濃度を測定し、濃度が 0.4mg / L を下回った場合には (イ) の措置を講ずること。また、0.4mg / L 以上であった場合には、大腸菌群の由来等を検討し、ろ過の改善等必要な措置を講ずること。
- (エ) 二酸化塩素を消毒に用いる場合の (イ) 及び (ウ) の適用については、「塩素剤」を「二酸化塩素」と、「0.4mg / L」を「0.1mg / L」と読み替えるものとする。この場合において、二酸化塩素濃度が 0.4mg / L を超えたとき、又は亜塩素酸濃度が 1.2mg / L を超えたときは、二酸化塩素の注入量の調整や補水等によって速やかに改善を図ること。
- カ 水質検査の試料採水地点は、矩形の遊泳用プールでは遊泳用プール内の対角線上におけるほぼ等間隔の位置 3 箇所以上の水面下 20cm 及び循環ろ過装置の取入口付近を原則とすること。その他の形状の遊泳用プールでは、これに準じ、遊泳用プールの形状に応じた適切な地点とすること。
- キ 水質検査の結果は遊泳用プール水質検査成績書(別記第 5 号様式)に記載し、3 年間保存しておくこと。
- (4) プール設備及び付帯設備の維持管理
- ア プール水の浄化を 1 度にプール水の全量を排水しその後水を張ることにより行ういわゆる入替え式遊泳用プールにおいては、少なくとも 5 日に 1 回、プール水の

- 全量を入れ替えること。
- なお、利用の状況等によっては、これより短い期間ごとに入れ替えるよう努めること。また、全換水時には、汚染物を換水後の遊泳用プールに移行させないよう必ず清掃するとともに、日頃から藻の発生防止に努めること。
- イ 1 年のうちの一定の期間に使用する遊泳用プールにおいては、使用開始前及び使用終了後の十分な清掃、設備の点検及び整備を行うこと。また、年間を通じて使用する遊泳用プールにあっては、随時、清掃及び設備の点検整備を行うとともに、必要に応じ水抜き清掃を行うこと。
- ウ プールサイド、更衣室（ロッカーを含む。）、便所その他の利用者が使用する設備は、毎日 1 回以上清掃するとともに随時点検を行うこと。
- エ 遊泳用プールの排水口及び循環水の取入口の格子鉄蓋や金網が正常な位置にあり、欠損・変形がないこと、それらを固定しているネジ、ボルト等の欠落・変形等がないこと等を確認すること。
- オ 遊泳用プールに使用する消毒剤を適切に管理すること。また、使用する薬剤が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に規定する危険物に該当する場合は、これらの法律を遵守すること。
- なお、プール水の消毒に液体塩素を用いる場合は、塩素ガスの漏出等による危害を防止するため、高圧ガス取締法（昭和 26 年法律第 204 号）、労働安全衛生法等の関係法規を遵守し、適切に管理すること。
- カ 浄化設備は原則として 1 日中運転し、ろ材の洗浄又は交換を随時行うこと。浄化設備が運転時間内で浄化の目的を達成できる能力を有しており、夜間やむを得ず運転を停止する場合等にあつては、水質検査等を適宜行うことにより、水質の状況変化を詳細に把握すること。
- 循環ろ過装置の出口の濁度の検査を行うことにより、浄化設備が正常に稼動していることを確認すること。
- キ 消毒設備は、少なくとも遊泳用プールの使用時間中は運転すること。
- プール水の循環系統は随時清掃し、常に清浄を保つこと。また、新規補給水量を常に把握し、新規補給水と循環水の割合に注意すること。オーバーフロー水を再利用する場合には、十分な浄化及び消毒を行うこと。
- ク シャワー水に用いる洗浄水については、利用者の快適かつ効果的な洗浄に供するため、温水を使用する等、洗浄水の温度を適温とする措置を講ずること。
- ケ プール水、シャワー水等の排水に当たっては、環境保全に十分配慮すること。
- コ 屋内の遊泳用プールについては、上屋内の空気中の炭素ガスの含有率が 0.15% を超えないこと。また、2 月以内ごとに 1 回、定期的に測定を行うこと。
- 超 空気中の炭酸ガスの含有率の測定方法は、施設内の適切な場所を選び、床上 75cm 以上、120cm 以下の位置において検管方式による炭酸ガス検定器又はこれと同等以上の性能を有する測定器を用いて行うこと。
- なお、施設の構造及び規模に応じて測定点を増やすこと。また、基準に適合しているか否かの判定は、測定日における使用開始時から中間時まで、中間時から使用終了時までの適切な 2 時点において測定し、その平均値をもって行うこと。
- サ 消毒剤及び遊離残留塩素濃度の測定に用いる試薬及び測定機器等は、適切に管理し、その機能の維持等についても十分注意すること。
- シ 遊泳用プールの使用時間終了後は、直ちにプール設備及び付帯設備を点検し、衣類の残留その他の異常の有無を確認するとともに、人や動物がみだりに立ち入らないような措置を講ずること。
- ス 気泡浴槽、採暖槽等に設備その他のエアロゾルが発生しやすい設備又は水温が比較的高めの設備がある場合は、その設備の中の水について、レジオネラ属菌の検査を年 1 回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認すること。
- レジオネラ属菌の検査方法は、冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法のいずれかによること。
- (5) 利用の管理
- ア 監視員は監視所から又は監視設備により、遊泳用プールの水域をもれなく監視すること。
- なお、救護員（監視員を充ててもよい。）を遊泳用プール内、プールサイド又は周辺に適切な位置に相当数配置すること。救護員は、応急救護の訓練を受けた者を充てること。この場合、スイミングクラブの指導者等で遊泳用プール内又はプールサイドにいる者は救護員とみなして差し支えないこと。
- また、プールサイド等の安全確保にも配慮すること。
- イ 遊泳を通じて人から人に感染するおそれのある感染症にかかっている者、泥酔者及び他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあることが明らかである者には、遊泳をさせないこと。
- また、単独で遊泳用プールの利用が困難な者には付添者を求めること。
- ウ 水質の維持管理等の参考とするため、利用者数を常に把握すること。
- エ 遊泳前にシャワー等による身体の洗浄を十分に行わせること。また、排便等によりプールサイドを離れた場合も同様とする。
- オ 唾液やたんを遊泳中に処理するためのオーバーフロー溝を設けている場合を除き、オーバーフロー水にだ液やたんを吐かせないこと。
- カ 他の利用者に危害を及ぼし、又は遊泳用プールを汚染するおそれのあるものを遊

- 泳用プールに持ち込ませないこと。
 なお、飲食物等をプールサイドへ持ち込む場合には、遊泳用プールを汚染しないようにさせること。
 キ 遊泳者等の衣類及び携帯物が安全かつ衛生的に保管できるよう留意すること。
 ク 利用者の注意事項、利用時間、遊泳用プールの見取図等を入口その他遊泳者の見やすい場所に掲示すること。
 ケ 複数の遊泳用プールが設置されているなどにより、多様な年齢層による利用や多様な利用形態が見込まれる場合は、事故防止のため、プールサイド等を、利用形態等に応じて区画区分して利用させること。
 (6) その他
 ア プール日誌を作成し、使用時間、気温又は室温、水温、新規補給水量、水質検査結果、設備の点検及び整備の状況、利用者数、事故の状況等を記録すること。
 イ 遊泳用プールに起因する疾病等が発生した場合は、直ちに管轄の保健所に通報し、その指示に従うこと。また、事故発生時には直ちに関係機関に通報するとともに速やかに保健所に報告すること。
 ウ 水着その他直接肌に接するもので遊泳者に貸与するものは、あらかじめ消毒し、清潔にしておくこと。また、不特定多数の者が使用するものについても、必要な衛生的管理を行うこと。
 エ 万一の事故に備えて従業者の訓練を行うとともに、緊急時の連絡、搬送方法等を定めたマニュアルを作成しておくこと。また、連携する医療機関を定めておくこと。
 別記第 1 号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第4条関係)

遊泳用プール設置届出書

年 月 日
 □□□-□□□□
 TEL ()

保健所長 様

住 所
 氏 名
 (法人にあっては、その名称及び主たる
 事務所の所在地並びに代表者の氏名)

下記のとおり遊泳用プールを設置するので、届け出ます。

記

1	プールの名称				
2	プールの所在地				
3	工事着工(予定)年月日	年	月	日	
4	使用開始予定年月日	年	月	日	
5	構造設備の概要				
プ ル 設 備	床の構造	プール本体()プールサイド()			
	面積・深さ・容積	(縦) (横) m × m = m ²	(最深) (最浅) m m	(容積) m ³	
	使用水	水道水 井戸水	量水器(有・無) 温度調節(有・無) その他		
	浄化設備	方式 (メーカー名)	能力/h m ³ /h	ろ過式の場合 (ろ材)	
附 帯 設 備	消毒設備	形式	消毒剤		
	シャワー設備	箇所 個			
	洗面・洗眼設備	水栓 個	湯栓 個	洗眼器 個	
	飲用の使用水	水道水	井戸水	その他	
	洗面用水の使用水	水道水	井戸水	その他	
	便 所	男	大 個	小 個	手洗い設備 個
		女	個		手洗い設備 個
	便 所	男	面 積	床の構造	脱衣箱 個
		女	m ²		下足箱 個
	備	面 積	m ²	床の構造	そ の 他
薬剤保管設備		m ²			
監視所		m ²			
休憩所	m ²				
6	利用定員	遊泳者 人	観覧者 人		
7	添付書類	付近の見取図	施設の配置図		

